

## 契約金額の精算に関する特約条項

### (総 則)

第1条 甲及び乙は、この特約条項の定めるところに従い契約金額の精算を行い、適正な総額を定めることを目的とする。

### (契約金額の精算)

第2条 甲は契約金額の精算を速やかに行うものとする。

- 2 前項の精算すべき金額は、この契約に定める義務の履行のために支出し若しくは負担した費用又は支出し若しくは負担すべき費用について、別紙「契約金額の精算に関する計算基準」（以下「計算基準」という。）により審査を行い適正な総額を算出するものとする。
- 3 甲は前項に定める審査の際に、乙の故意、過失又は管理不適当によるものと認められたとき及び仕様書に定めのない事項があったときはそのために発生した経費は発生原価から差し引くものとする。
- 4 甲は第2項に定める契約金額の適正な金額を算出し、その額が契約金額を超える場合には、契約金額をもって限度とし、その額が契約金額に達しない場合には、甲が納入告知書により差額相当額を乙から徴収するものとする。
- 5 前項の規定により乙は甲より納入告知書を受理したときは、その納付期限までに返納金を甲に納入しなければならない。ただし、乙が納付期限までに返納金を納入しないときは、納付期限の翌日から起算して納入する日までの日数に応じて、年3.0%の利子を返納金に加算して納入しなければならない。
- 6 前項に定める差額相当額を返納する場合で、その差額相当額が乙の故意又は重大な過失により生じた経費であったときは、その返納にあたってはその支払いを受けた日から返納するまでの日数に応じ前項ただし書に定める利子率による利子をその返納額に加算して返納するものとする。

### (原価計算実施手続の承認)

第3条 乙は契約締結後、速やかに契約締結時において実施している原価計算手続を提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は原価計算手続の全部又は一部を変更しようとするときは、その事由を付して甲に申請し甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は原価に影響を及ぼす社規、社則、通達、制度及び会計手続等を新設し又は変更したときは甲に報告しなければならない。
- 4 前各項の場合において、乙が既に他の契約で当該手続に関し甲の承認を受けている場合又は甲に報告している場合は、当該手続を省略することができる。
- 5 乙は指図書（副指図書を含む）の発行にあたっては、甲と協議するものとする。

（原価報告）

第4条 乙は前条の規定により当該契約に関する原価計算を行い納入後若しくは納入時において実際価格計算書等を作成し、その証拠書類とともに契約の履行後3ヶ月以内を基準とし、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は前項に規定する原価報告のほか、原価に関する報告を必要とするときは、乙にその報告を求めることができる。

（原価監査）

第5条 甲の指名する職員（以下「原価監査官」という。）は精算すべき金額にかかる発生原価を認定するため、前条に規定する実際価格計算書等に基づき、計算基準第5条付紙「原価監査実施基準」により原価監査を実施し、結果を甲に報告するものとする。

- 2 原価監査官は前項の規定により、原価監査を実施するため、乙に原価監査に必要な会計帳簿その他必要な書類、図面、資料等の提示又は提出を求め、必要に応じて乙の管理する営業所、工場、事務所、その他の場所（乙の下請負者の管理する営業所、工場、事務所、その他の場所を含む。）に立ち入ることができる。
- 3 乙は原価監査官から前項の規定に基づく要求を受けたときは、これに協力しなければならない。
- 4 甲は乙が前項の規定に従わないと原価監査を円滑に実施できないときは監査の対象とした原価を乙の計算にかかわらず、甲の査定するところにより決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第6条 甲は、原価監査において、次に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実際価格計算書の計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行ううえで必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第7条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
- (4) 作業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の

所属員を含む。以下この条において同じ。) から直接に説明を聴取して行う監査

- 2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を隨時実施することができる。
- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に關係する作業現場への隨時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第8条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式による予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

## 契約金額の精算に関する計算基準

### (目的)

第1条 この計算基準は、「契約金額の精算に関する特約条項」第2条第2項に規定する契約金額の精算に関する計算基準を定めることを目的とする。

### (計算項目)

第2条 計算項目は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価  $[(1) + (2) + (3)]$
- (5) 一般管理及び販売費、利子、利益
- (6) 梱包輸送費
- (7) 計算価格  $[(4) + (5) + (6)]$
- (8) 消費税及び地方消費税額
- (9) 税込計算価格  $[(7) + (8)]$

### (契約金額の精算における適用経费率)

第3条 加工费率、一般管理及び販売费率、利子率並びに利益率は、次の各号に定めるところにより適用する。

- (1) 加工费率は、製造期間において甲が設定した乙の実際個別経费率とする。
- (2) 一般管理及び販売费率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の実際個別経费率とする。

ただし、(1)及び(2)の実際個別経费率が設定されていない場合は標準個別経费率とし、この標準個別経费率が設定されていない場合は、前年度の標準個別経费率とする。

(実際価格計算書提出における適用経費率)

第4条 実際価格計算書提出においては、乙の定める率とする。

(原価監査の実施基準)

第5条 第2条第1号から第4号及び第6号に掲げる計算項目の原価監査の実施については、付紙「原価監査実施基準」によるものとする。

# 原価監査実施基準

## 1 総 則

この基準は、契約金額の精算に関する特約条項（以下「特約条項」という。）第5条第1項に規定する原価監査を実施するために定めたものである。

## 2 原価監査の範囲

本契約の履行に係る製造原価等（特約条項別紙第2条に掲げる計算項目）について原価監査を行うものとし、契約履行のために要した作業及び用役の価値又は契約相手方が外部から取得する物品の価値の評価及び製造、改造又は修理のために用いられた技術の適否の審査は、原則として原価監査の対象としない。

## 3 原価監査の手法及び方法

原価監査は、原則として契約相手方の製造場所又は原価に関する内部証拠を保管する場所において、次に掲げる手法及び方法により行うものとする。

- (1) 証拠突合 原価の正当性を内部証拠の照合により審査することをいう。
- (2) 帳簿突合 帳簿と帳簿の突合により勘定記入の正否を審査することをいう。
- (3) 計算突合 帳簿、内訳表及び各種証拠等の計算額の正確性を実算により審査することをいう。
- (4) 工番突合 原価集計の基礎となった内部証拠について、監査の対象となっている契約に属さない原価が誤って計上されていないか審査することをいう。
- (5) 現品突合 原価監査担当者が自ら現品を確認することにより審査することをいう。
- (6) 試 査 原価監査対象から一部を抽出して審査し、その結果によつ

て全体としての会計記録の正否を推定する方法をいう。

- (7) 精 査 原価監査対象全てを審査する方法をいう。

#### 4 原価監査方法の選択

原価監査手法の行使に当たっては、原則として試査によるものとする。

ただし、契約相手方の会計制度等を調査した結果適正でないと認められた場合及び原価監査の実施過程において虚偽、誤り又は不備が発見された場合は、それぞれの場合に応じた厳しい試査又は精査によるものとする。

#### 5 容認又は否認の判定

- (1) 原価監査における容認又は否認は、次の各号に定めるところによる。

ア 原価監査担当者は、契約相手方（原価監査を実施することとされている下請負者を含む。以下同じ。）が契約の履行のため支出し、又は負担した費用であって次の事項に該当する場合には、原価として容認するものとする。ただし、契約条項等及び仕様書等において特に容認すべき事項として原価費目、原価の賦課又は配賦等を定めたものにあっては、当該事項に関してはその定めたところによる。

(ア) 每期継続して適用され、かつ、すべてのものに対して公正に同一の基準により実施されるものであって、継続性の原則及び單一性の原則に従って処理されたもの

(イ) 計算手続きが正当かつ正確であって、真実性の原則及び発生主義の原則に従って処理されたもの

(ウ) 計算額の賦課又は配賦が証拠書類その他の資料によって証明されるもの

(エ) 正常な状態における経営活動を前提として発生したもの

イ 原価監査担当者は、アの容認の基準に該当しないもの又は契約条項等及び仕様書等において特に否認事項として定めたもののほか次の事項に該当する場合は、原価として否認するものとする。

(ア) 事業の経営目的に関連しないと認められるもの

(イ) 異常事態であると認められるもの

(ウ) 装備品等及び役務の調達の特性上関連しないと認められるもの

(エ) その他利益を持って支弁することを適當とするもの

(2) この基準に定めのない事項については、事業基準（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第4条第3項に定める事業基準をいう。以下同じ。）によることができる。ただし、事業基準に定めがないか、又は明確でない場合若しくは事業基準に定めるところが一般に公正妥当と認められている慣行と著しく異なる場合等で、当該事業基準によることが適当でないと認められる場合は、当該慣行によるものとする。

## 6 原価監査手続

### (1) 原価監査の事前調査

原価監査担当者は、原価監査を効率的に実施するため、原価監査の実施に先立ち、次に定める調査を行うものとする。

#### ア 原価監査の実績資料等の調査

契約相手方について、同種又は類似品の原価監査実績の有無を調査し、実績のある場合は原価監査の手順等について参考にするものとする。

#### イ 原価監査の準備調査

契約相手方から原価監査の対象となっている契約に関する製造指図書及び原価元帳の提示を求め次の事項を調査するものとする。

##### (ア) 製造指図書の発行から原価元帳計上又は完結までの概況

a 製造指図書の発行体系と原価監査の対象となっている契約との関連

b 原価元帳と実際価格計算書等との関連

##### (イ) 原価集計期間における契約相手方の概況

a 当該期間における操業度の状況

b 事業基準の改訂の有無及びその概況

c 天災地変、火災、事故及び労働争議等異常事態の発生の有無及びその概況

d 製造等の難易及び工程の概要

e 直接経費（特に特別割掛費）の発生状況及び賦課の状況

f 契約前発生原価、引渡後費用及び補償工事等の発生の有無及び

にその概況

(2) 製造原価の原価監査

ア 原価元帳の突合

(ア) 実際価格計算書等に記載されている原価要素及び製造原価を原価元帳の集計額と突合し、符合するか否かを審査するものとする。

(イ) (ア)の審査において符合しない場合は、製造原価突合表（実際価格計算書等の添付書類をいう。）により不整合金額及びその内容を審査するものとする。

(ウ) (イ)の審査の結果、次の一に該当するものは否認するものとする。

a 不整合金額でその理由が解明できないもの。

b 受領検査終了後に発生した費用。ただし、契約条項等に定められたものを除く。

イ 仕掛品勘定等の突合

(ア) 仕掛け品及び完成品については、アにおいて突合された原価が、正常な手続きにより正確に、仕掛け品勘定及び製品勘定に振替えられているか否かを突合するものとする。ただし、この突合は、事業基準の確立の度合を考慮して省略することができる。

(イ) (ア)の突合において符合しない場合は、その理由を解明しなければならない。

(ウ) 符合しない理由が工場間又は本社工場間の内部取引の調整等によるもの又は予定価額を持って仮振替をしている場合で事後訂正されると認められるものは、原価元帳の金額は符合したものとみなす。

また、標準原価を設定している場合で、当該標準原価が適正と認められるものは、容認するものとする。

(3) 直接材料費の原価監査

ア 計算突合

計算突合は内訳表について行い、符合しない場合は質問、証拠突合又は必要に応じ現品突合を行い解明できないものは否認するものとする。

イ 工番突合

直接材料費の集計の基礎となった内部証拠について、原価監査の対象となっている契約に属さないものが誤って計上されていないかを審査し、誤計上分は否認するものとする。

#### ウ 消費量の原価監査手順

直接材料費に計上された直接材料の消費量と、その基礎となる基本量（製品となった量）との関連について、部品表等（設計又は工程担当者が基本量及び材料手配の方法を定めたもので、購入伝票、払出伝票等の発行の基礎になるものをいう。）から適當数を抽出して次に定める手順により審査するものとする。この場合において、消費数量の多いもの及び高額のものは特に留意して審査しなければならない。

- (ア) 部品表等に記載されている基本量（以下「設計基本量」という。）と仕様書に記載されている基本量（以下「仕様基本量」という。）との突合
- (イ) 部品表等に記載されている手配量（設計基本料と予備手配量との合計をいう。以下同じ。）の算出根拠の確認並びに当該手配量と購入伝票及び払出伝票との突合
- (ウ) 仕損材料費の内訳表に記載されている数量と仕損伝票等（仕損の内容を明らかにする内部証拠）との突合
- (エ) 残余材料費の内訳表に記載されている数量について、手配量、基本量、払出量、仕損量及び戻入量（倉庫戻入及び他製品振替をいう。）との関連を突合
- (オ) 作業回収屑の原価集計上の処理方法及びその適否

#### エ 消費量の容認及び否認

消費量の容認及び否認は、次に定めるところによる。

- (ア) 設計基本量と仕様基本量が符合しない場合は、仕様基本量をもって基準とするものとする。
- (イ) 歩留率、消費率、作業減耗率等直接材料の消費量計算に適用する事業基準が定められ、これが妥当と認められる場合は、原則として当該基準によるものとする。
- (ウ) 予備手配量は引当購入品に限り、事業基準に定められている限度

において容認するものとする。ただし、残余量が基本量の10パーセント（10パーセントが2個に満たない場合は2個以内）を超える場合（消耗的性質のものについてはこの限りではない。）は、その超える量は否認するものとする。

- (エ) 残余量が次に掲げる場合は(ウ)の規定にかかわらず、(ウ)のただし書きの2倍の数量を限度として容認することができる。この場合においては原価監査を報告する際にその内容を記載するものとする。
- a　納期等の都合により設計確定以前において手配を必要としたとき。
  - b　消費数量が僅少で、消費数量で購入することが不可能であったとき。
  - c　材料受入期日の都合により再手配をすることが不可能であるため予備手配を必要としたとき。
  - d　その他製造技術上の正当な理由により相当数量の仕損等を考慮して手配する必要があったとき。
- (オ) 実際消費量は原則として容認するものとする。ただし、故意又は重大な過失若しくは管理が適当でないことに起因するものは否認するものとする。

#### オ 消費価格の原価監査手順

- (ア) 購入貯蔵品については、高額のものを選び次に定める手順により審査するものとする。
- a　払出伝票と貯蔵品台帳との突合
  - b　貯蔵品台帳の計算突合
  - c　消費価格と事業基準に定める評価方法による価格との照合（特に必要と認めた場合には、当該貯蔵品の材料検収票及び材料仕入先元帳等との突合並びに購入経路をたどり購入原価の調査を行うものとする。）
- (イ) 自製貯蔵品については、(ア)を準用して原価監査を行うほか消費価格が製造原価、標準原価又は予定原価のいずれであるかを確認し、当該自製貯蔵品の元帳と突合するものとする。

(ウ) 購入引当品については、次に定める手順により審査するものとする。

- a 購入伝票との対照（計算対照を含む。）
- b 購入方法の適否の調査（購入先の選定方法、購入方法、購入価格の決定等に関する内部証拠について調査する。ただし、同一方法により継続して購入しているものは、これを省略することができる。）
- c 同一品目で単価の相違するものは、その理由の調査
- d 輸入品については、購入伝票、輸入届出書、外貨決済証明書、送り状等により C I F 価格又は F O B 価格等を基準としてその内容の調査

(エ) 自製引当品の原価監査については、(イ)の規定を準用する。ただし、必要と認める場合は、当該自製引当品の製造原価について内部証拠により審査を行うものとする。

(オ) 他の工番からの流用（振替）又は他の工番への流用（振替）がある場合は、その理由並びに関係工番における当該材料の消費量及び消費価格を調査するものとする。

#### カ 消費価格の容認及び否認

- (ア) 購入貯蔵品の消費価格については、事業基準に定められ、かつ、継続して使用されている評価方法による価格は容認するものとする。
- (イ) 事業基準に定める在庫統制量を超えて在庫していた購入貯蔵品を消費した場合で、その消費価格が消費時の市場価格に比べ著しく高価なときは、消費時の市場価格を考慮するものとする。
- (ウ) 購入引当品の消費価格は、原則として購入価格とする。この場合において事業基準の定めるところにより、引取費用及びその他の材料副費を消費価格に含めて計算している場合は、これを容認するものとする。
- (エ) 輸入品の消費価格は、原則として C I F 価格に販売直接費（銀行諸掛、陸揚通関及び国内輸送諸掛、関税等）及び輸入業者手数料を加算した額とし、その各項目について確認するものとする。

- (オ) 自製品の消費価格は、原則として製造原価とする。ただし、契約相手方が標準原価又は事業所間振替額を定めている場合で、これが適正であると認められるときは、当該標準原価又は事業所間振替額によることができるものとし、予定原価を用いている場合は、これを実際原価に修正するものとする。
- (カ) 自製品の消費価格が、消費時の市場価格と著しく相違するときは、(イ)の規定を準用する。
- (キ) 契約相手方の外注管理上、通常購入品又は外注扱いとなるものを臨時に自製した場合で、当該消費価格が通常の購入価格又は外注費に比べ、著しく高価であるときは、正当な理由がある場合を除き、その価格差は否認するものとする。
- (ク) 同一品目に対する単価が相違している場合において、その理由が証拠資料により解明され妥当と認められるときは容認するものとする。

#### キ 作業回収屑の取扱い

- (ア) 作業回収屑の取扱いは、事業基準の定めるところにより直接材料費、製造間接費又は一般管理及び販売費のいずれの費目から控除しても差し支えない。ただし、高価な材料を使用し、かつ、その作業屑の発生の割合が多い場合は、すべて直接材料費の控除項目とする。
- (イ) 作業回収屑の戻入価格は、処分価格によるものとし、未処分のときは市場価格を基準として評価するものとする。ただし、事業基準において定める評価方法がある場合は、当該評価方法によることができる。

#### ク 残余材料の取扱い

残余材料の戻入価格は、次に定めるところによるものとし、直接材料費から控除するものとする。

- (ア) 他に転用可能なもの、及びその数量がエに定める限度を超えるものは、払出価格又は購入価格とする。この場合において、貯蔵品及び他工番から振り替えられた材料は、原則として転用可能なものみなす。

(イ) 他に転用不可能なものは、処分価格とする。ただし、これを算定することが困難なものについては、(ア)の価格の50/100とする。

ケ 仕損材料の取扱い

仕損材料の取扱いは、キの規定を準用する。

コ 木型、金型等の取扱い

木型、金型等の費用が直接材料費に含まれて計上されている場合は、これを直接材料と分離し、明確にしておくものとする。この場合において、当該費用から残存価値は控除するものとする。

(4) 加工費の原価監査

加工費の監査は、内訳表について期別及び部門別の計算突合によるものとし、適用する経費率は契約条項等に定められたものであるか否かを確認するものとする。

(5) 工数の監査

ア 計算突合及び証拠突合

(ア) 工数内訳表等に集計された工数について、計算突合及び証拠突合を行い、符合しない場合は質問又は確認を行い、その理由が解明できない工数は否認するものとする。

イ 工番突合

工数集計の基礎となった内部証拠について、工番突合を行い、誤計上分は否認するものとする。

ウ 原価監査手順

(ア) 工数は、事業基準に定めるところにより、実作業時間、就業時間又は、標準作業時間のいずれに該当するかを確認し、作業の特性、契約条項等を考慮して監査を行うものとする。

(イ) 工数集計の基準となった内部証拠について、原価部門別、作業種類別、及び月別に発生工数の多い月を抽出し、計算突合を行うとともに記載事項の内容を調査し、工数の審査を行うものとする。

(ウ) 工数が標準作業時間で計上されている場合は、標準時間設定方法等についてその妥当性を審査するものとし、工数が実作業時間又は就業時間で計上されている場合は、作業日報、出勤簿等により、そ

の正確性を審査するものとする。

- (エ) 工数の監査は、必要に応じ生産計画、作業日程計画表、工程表等と実際工数との関連について調査し、その妥当性、正確性を審査するものとする。

#### エ 電算機集計の場合の工数の監査

- (ア) 事業基準に定めるところにより、工数報告が作業日報によらず作業現場から直接電算機にインプットして集計される場合は、原価監査期間中隨時又は定期的に運用状況及び正確性の審査を行うものとする。

- (イ) (ア)の審査の結果、適正と認められる場合は、アウトプットされた数値は、原則として適正なものとして処理することができる。

#### オ 容認及び否認

- (ア) 事業基準に定めるところにより、適正と認められる工数は容認するものとし、事業基準に定める取扱いと異なって計上されているものは、原則として否認するものとする。

- (イ) 仕損工数については、直接材料費の原価監査において否認した材料に関連する工数は否認するものとする。この場合において、工数の把握が困難か、又は不可能なときは、標準工数、予定工数又は見積工数等適当な基準によることができる。

- (ウ) 妥当と認められる標準作業時間は、容認して差し支えない。

#### (6) 製造間接費の原価監査

製造間接費の原価監査をする必要がある場合には、製造期間に該当する月別及び期別部門費集計表により行うものとする。

#### (7) 直接経費の原価監査

##### ア 計算突合及び証拠突合

計算突合及び証拠突合は、内訳表の費目毎に行うものとし、符合しない場合は、質問又は確認を行い、その理由が解明できない費用は否認するものとする。

##### イ 工番突合

直接経費の集計の基礎となった内部証拠について、工番突合を行い、

誤計上分は否認するものとする。

#### ウ 原価監査手順

- (ア) 各費目毎に直接賦課することの妥当性について確認するものとする。
- (イ) 技術費、専用治工具費等については、初度的費用と経常的（維持的）費用を分別し、把握するものとする。
- (ウ) 配賦率又は配賦基準数をもって計算するものは、当該率又は当該基準数の妥当性を審査するものとする。
- (エ) 複合費（仕損費が直接経費として計上されている場合を含む。）の原価監査については、それぞれ直接材料費、加工費、工数及び直接経費に関する規定を準用する。
- (オ) 各費目の原価監査手順は、それぞれ次に定めるところによる。
  - a 旅費については、旅行目的、行先、期間及び出張者の職・氏名を確認するとともに出張旅費計算書の計算突合及び旅費規程との照合を行うものとする。この場合において、海外旅費については、出張命令及び出張報告に関する資料の提示を求め、直接賦課の妥当性を審査するものとする。
  - b 仮設費については、これに要した材料費、加工費及び経費の明細書の提示を求め、必要とした理由、残存価値等について審査するものとする。
  - c 試験研究費・開発費については、これに要した材料費、加工費及び経費の明細書及び研究開発の項目並びにその経緯に関する書類の提示を求め、必要とした理由及び残存価値並びに償却方法について審査するものとする。
  - d 技術提携費及び工業所有権使用料については、契約書の提示を求め、その内容を審査するものとする。
  - e 専用治工具、専用機械、専用装置等については、必要とした理由及び専用とした根拠について説明を求めるとともに、専用治工具等の台帳と現物との突合を行うものとする。
  - f 保険料については、付保保険契約書の提示を求め、付保金額、

付保期間及び保険料率について確認するものとする。

- g 試験飛行費については、飛行日報及び飛行手当支給規定等の提示を求め、当該規定に基づき実際に支払われているか否かを審査するものとする。
- h 船台費、船渠料、曳船費、起重機費及びトラック運送料等については、内部証拠により日数及び基準屯数決定の妥当性、料金等の算出根拠を審査するものとする。
- i 設計費及び技術費については、計上期間が妥当であるか及び契約前発生費用の中に見積作業、仕様書作成援助等の販売支援活動の費用が含まれていないかを審査するものとする。
- j 事業法に基づく申請手数料、航空燃料税、油代及び検査費等で事業基準により直接経費に計上することとされている費用については、領収書及び支払伝票等により確認するものとする。

## エ 容認及び否認

- (ア) 契約条項等において定められた計算項目及び要素で、事業基準に基づいて適正に計上され、かつ、証拠突合において確認されたものは、原則として容認するものとする。
- (イ) (ア)の容認にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。
  - a 旅費、日当、宿泊費等の額は、事業基準に定めるところによるものとする。この場合において、一出張期間に複数の目的がある場合は、当該期間中における業務内容又は所要時間等適当な基準で負担計算を行うものとする。
  - b 仮設費の残存価値の評価は、事業基準に定めるところによる。ただし、事業基準に定めのない場合は、残存材料等の処分価格又は利用価値から撤去に要する費用を控除した額とし、控除額を定めることが困難な場合は、消費材料費の50/100とする。
  - c 試験研究費及び開発費における残存価値の取扱いは、次のとおりとする。
    - (a) 試作的製品が残存する場合
      - ① 残存物が他に利用できるときは、その利用価値を控除す

る。

② 利用価値のないときは、契約条項等の定めによるほか、売却額又は評価額によるものとし、それにより難いときは、製造原価の5/100とする。

(b) その他の場合にあっては、(a)②と同様に処理するものとする。

d 専用治工具、専用機械及び専用装置の残存価値は、契約条項等の定めるほか、売却額又は評価額によるものとし、これにより難いときは、取得価格の5/100とする。

e 保険料については、付保期間に特に留意し、当該期間が契約条項等に定められている期間を超過する場合は、超過する日数に相当する保険料は、否認するものとする。

f 飛行試験の飛行回数及び飛行時間は、契約条項等の定めるところによる。

g 設計費及び技術費については、原価監査の対象となっている契約に係るものであるか否かを審査するものとする。直接経費とすることを適當としない費用（販売支援等の費用、他の契約では間接費処理しているもの等）は、否認するものとする。

#### (8) 販売直接費の原価監査

販売直接費の原価監査は、実際価格計算書等の販売直接費の内訳表により行うものとし、原価監査手順等については6(7)の規定を準用するものとする。

#### (9) 梱包輸送費の原価監査

ア 梱包輸送費の原価監査は、実際価格計算書等の梱包輸送費の内訳表により計算突合、証拠突合及び工番突合を行うものとする。

イ 自社梱包のときの原価監査手順等については、直接材料費、加工費、工数及び直接経費に関する規定を準用するものとする。

ウ 輸送保険を付している場合の保険料は、保険契約書等を確認のうえ容認するものとする。